

# 札幌市子どもの権利条例検討会議

## 第7回検討会議

### 会 議 録

日 時 : 平成19年12月10日(月) 18時30分開会  
場 所 : 市役所本庁舎 12階 1～3号会議室

## 1. 開 会

座長 定刻を若干過ぎましたので、ただいまから第7回目の検討会議を開催いたします。議事が有効となるために必要とされる過半数の委員は出席しておりますので、これより会議を始めさせていただきます。

本日の会議の終了時刻も9時を予定しておりますので、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

ところで、ご存じの方もおられるかと思いますが、本日12月10日は、1948年、昭和23年に国連で世界人権宣言が採択された日でもあります。したがって、きょうはいわゆる人権デーという記念の日にあたるわけです。

ちなみに、我々が検討しております子どもの権利条約につきましては、1989年11月20日に国連で採択されております。

日本でも、毎年12月の前半に、ちょうど今ごろでありますけれども、法務省を中心にいたしまして人権週間ということで人権に関しては普及啓発に力を入れてございます。そういうことからしますと、私たちの検討会議も子どもの人権保障の実現に向けて前向きに議論していきたいものだというふうに思っております。

まず初めに、事務局の方から連絡事項がありましたらお願いいたします。

事務局(子ども未来局大古課長) 資料の件でございますが、本日は、前回に引き続き、救済制度の検討についてということで、第3回検討会議、吉田先生を招いての学習会のときの会議結果報告書として資料3を、また、前回、第6回検討会議の会議結果報告書として資料4を配布しております。これらの記載内容は、いずれもまだ各委員にご確認いただいている段階ですので、未定稿版として配布させていただいております。さらに、前回と同様の資料として、救済制度についての検討と記載しました資料5を配布しております。また、資料6として、せんだって、12月4日と5日に行われました第4回定例市議会の質疑の概要をお配りしております。子どもの権利関係は1件でございますが、公明党の國安議員から質問が出されたものでございます。委員の皆様におかれましては、今後の審議の参考にしていただければと考えております。また、後ほどお話があるかと思いますが、12月22日に予定しております子どもとの意見交換で使用する資料として資料7を配布しております。

資料に関しては以上でございます。

座長 ありがとうございます。

## 2. 議 事

座長 本日は、ご案内にありますように、前回に続きまして、救済制度についてさらに議論を深めていきたいと思っております。

前回は、資料5の救済制度の制度設計のうち、5ページの調査機能の調査の方法についてまで終了しておりますので、本日は、6ページの調査の対象外についてから見ていくこ

とにしたいと思います。

ここでは、調査ができない場合といたしまして、裁判やオンブズマンなど他の制度に請求している場合、それから、議会に請願や陳情を行っている場合、そして、正当な理由を除き、人権侵害があった日から3年を経過している場合などといった例が記載されております。

このほかに、ご意見がございましたら出していただきたいと思います。あるいは、ここに書かれていることでも結構です。もしございましたら出していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

なお、事務局の方でも調べていると思うのですが、他の自治体で規定している調査できない場合について、ここで紹介できるものがありましたら出していただければというふうに思います。

事務局（子ども未来局伊藤係長） ただいま、事務局からというお話がございましたので、ご説明いたします。

資料の方では、裁判やオンブズマンなど他の制度に請求している場合、あるいは、議会に請願、陳情を行っている場合、それから、正当な理由を除き、人権侵害行為のあった日から3年を経過している場合などということで紹介しております。

例えば、川崎市のオンブズパーソン条例の関係を見ますと、今お話しいたしましたとおり、申し立て原因となった事実のあった日から3年を経過しているとき、虚偽その他正当な理由がないと認められるとき、それから、前回のときに少し議論になりましたけれども、申し立ての原因となった事実が市の区域外で生じたものであるとき、ただし、人権オンブズパーソンが特に調査の必要があると認めるときは除くというただし書きが書いてあります。

それから、権利侵害を受けた本人以外の方が申し立てを行ったときに、本人の同意を得なければならないという規定があるのですけれども、その本人の同意が得られないとき、と書いてございます。

それから、人権オンブズパーソンの管轄というような書き方でございますけれども、判決、採決等により確定した権利関係に関する事項や、議会に請願、陳情を行っている事項、川崎市の市民オンブズマンに苦情を申し立てた事項、それから、人権オンブズパーソンまたは市民オンブズマンの行為に関する事項ということで、オンブズパーソンの管轄にしないということが書いてございます。

以上です。

座長 今、事務局の方から川崎市の例を紹介していただいたわけですが、そういったものを参考にしながら、この点について議論をしていただきたいと思います。

事務局（子ども未来局伊藤係長） 補足でございますが、今ご紹介したのは、川崎市のオンブズパーソン条例の第2条が管轄という部分です。それから、申し立てに係る調査等ということで初めにご紹介した部分が第15条でございますので、川崎市のオンブズパーソン

ン条例をお手元にある方はごらんになっていただければと思います。

座長 この調査の対象外ということについて、特にご意見はないでしょうか。

A委員 今の説明は、裁判の関係については確定した場合はですか。

事務局（子ども未来局伊藤係長） 今は川崎市の例を申し上げましたが、川崎市の場合は、判決、採決等により確定した権利関係に関する事項ということで書いております。それから、同じように、埼玉県権利擁護委員会条例は、判決、採決等により確定した件に関する事案、さらに裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申し立ての審理中の権利関係に関する事案ということが載っております。

裁判に関するもので言えば、札幌市のオンブズマン条例でも、同じように確定した権利関係に関する事項が該当しない、そして係争中についても同じように書いてございます。

A委員 裁判のケースは、前後を問わず、争って確定している一連の流れの中では調査の対象にならないということですか。

事務局（子ども未来局伊藤係長） 決め方になるのでしょうかけれども、川崎市の場合は、今見ている中では、特に係争中の部分は文言の記載がないようです。

座長 今の点について、A委員、何かございますか。

A委員 ちょっとイメージがわからないのですが、裁判で事実関係が確定して判決が出ている場合に、救済制度が不要なのかというところがイメージできないのです。僕は逆に考えているのかもしれませんが、事実関係を争っている場合には、当事者間に争いがありますから裁判ではっきりさせましょうかというのは僕の頭になじむのですが、判決をもらっただけで、それが確定しただけで、でも、そこに救済する価値があるのであれば、判決を通じてやらずとも、この制度を使って調査して救済を図っていく必要があると思うのです。その判決に基づく事実認定の中でということ結構ですけども、救済の必要はまだあるのではないかと僕は思ったのです。

それが、今の例を聞くと、係争中のものは地方公共団体で差異があるようですが、確定したものについて外すというのはイメージできないのです。それは、裁判をやって確定判決を得たのであれば、その手続でやれと言うのでしょうかけれども、そういうものかなと。裁判の機能というのは、何が何でもいろいろな救済ができるものではないので、かえって、判決で確定した事実認定に基づいて、この条例を使ってこういう事実認定のもとに救済を図っていくということが必要ではないかと思ったのです。

座長 判決が確定した場合について示している条例はどこでしょうか。もう一度確認したいと思います。

事務局（子ども未来局伊藤係長） 確定中のものを管轄としないと書いてあるのは、川西市、川崎市、埼玉県、あとは札幌市のオンブズマン条例です。これは、すべて行わないというふうになっております。

川西市の場合は、規則の中で、「現に裁判等で請求している事項又は既に判決等で確定した権利関係に関する事項を除く」と書いてありますが、ここに括弧書きで「当該事項が

ら派生的に惹起する子どもの人権案件は除く」と書いております。ただ、その「派生的な」というのは、どこまでが派生しているか、していないかという判断はわかりません。

座長 何か、これまでの説明を聞くと、かえってわかりづらくなっているかなという感じがします。

事務局（子ども未来局伊藤係長） なお、今、川西市の条例を解説的に書いたものが手元にございまして、その中では、裁判等で係争中の事項でも、そこから派生した別途の案件として人権擁護や救済が必要と判断される場合があること。あるいは、判決等で確定した事項でも、社会情勢や人権法理の発展にかんがみて、新たに調査の必要が判断される場合もあることを指しているということです。これだけでわかるかどうかということはありませんが、こういった解説がございまして。

副座長 A委員の先ほどの発言でふと思ったのですが、3ページ目の「子どもの特性に配慮すると、単に今の権利侵害の状況を解決するだけではなく」というのは、多分、白黒つけるだけではなくというふうに読みかえることができると思うのですけれども、その次のところが救済制度では非常に大きくなると私は思うのです。要するに、子どもがみずからの力で次のステップを踏めるよう支援する必要がある。そうなりますと、白黒ついただけでは子どもにとっては全然意味がなくなって、むしろ、その次のステップをどのように支援していけるかというのが子どもにとっては一番必要な状況になると思います。

ですから、ほかの都市はともあれ、私たちがどういうふうに決めるかということを議論していただきたいと思います。

座長 できるだけ救済の道を探った方がいいということですね。

副座長 そうですね。

白黒つけても全然意味のないケースがいっぱいあると思います。人権の問題に関しましては特にそうです。

今までの例を見ていますと、白黒つけたいのは、子ども自身よりも、その周囲の人たちのような気がします。子ども自身は次のステップを踏みたい、踏むための条件を一番必要としていると、私たちがかかわっているケースの中で感じます。ですから、この救済制度は裁判とはちょっと違った機能を持つべきではないかなと思います。

座長 そのあたりで、B委員、何かございましてか。

B委員 恐らく、他都市の裁判の確定したものは除くというのは、紛争の蒸し返しというか、裁判で確定した事実関係をこういう制度を使ってまた蒸し返すことを避けようという趣旨だと思いますので、副座長がおっしゃったように、違う視点から子どもの次のステップに結びつくような救済の方法という形でのアプローチであれば、確定した事実関係に基づいた上でさらにどうするのかというふうに進めていくことは必要だと考えております。

座長 ほかにこの点についてないでしょうか。

ございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

座長 それでは、この確定判決の問題については、基本的な方向性はある程度出てきていると思うのですけれども、これをどういうふうにかんがえたらいいか、示した方がいいのかどうかというあたりについて、私の方で考えさせていただけますでしょうか。

A委員 私の先ほどの意見は、訴訟が継続している最中については何も意見を述べておりません。

座長 あくまでも確定判決ですね。

ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

座長 なければ、次に進ませていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

座長 次は、自己発意について扱います。

これは、吉田先生の講義の中でも出てきましたけれども、必要に応じて自己発意で調査を行うこともあろうかと思えます。押さえといたしましては、ここに記載しているように、申し立てがされない場合、匿名で扱うことが必要な場合などだろうと思うのですけれども、この点についてご意見はございませんでしょうか。

A委員 匿名で扱うことが必要な場合というシチュエーションがよくわからないのです。申立人が明確にいたとしても匿名で扱うことはできるのではないのでしょうか。

座長 今の件ですけれども、どういうあたりを想定していますか。

A委員 最初の文章は、申し立て自体がない場合でも客観的な判断で調査する必要がある場合は自己発意だと。あとは、匿名で扱うことが必要な場合に自己発意だというふうの流れだと思うのですけれども、匿名で扱うことが必要な場合というのがイメージできないのです。客観的に調査する必要がなくても匿名で扱うことが必要な場合なのか、申立人はいるけれども、匿名で扱うことができるのではないかと思うのです。最初の段は、客観的な判断で調査する必要があるか否かを判断している文章だと思うのですけれども、匿名で扱うことが必要な場合というのがちょっとイメージできないのです。

座長 これに何か特別な意味を持たせているかどうかということですね。

この点について、事務局で何か調べているものはありますか。

事務局(子ども未来局伊藤係長) 例えば、第3回のときに吉田先生がお話しされていたのは、申し立てをする者はいるけれども、申し立てを行うことによって、かえって人権侵害が広がってしまうようなおそれがあるという話をされていたと思いますので、それを想定した記載になっております。

A委員 その場合は、実際に申し立てをなされた方に事情聴取するのですね。

事務局(子ども未来局伊藤係長) 現にその方がいらっしゃるわけですから、当然、その方からは事情などを確認することになると思います。その場合に、手続上として申し立てという行為が必要なのか、あるいは、事情を聞いて救済制度の自己発意という形にするかはともかくということで。

A委員 後段の部分に、客観的な調査をする必要があるか否かという要件はかからないのですね。実際に申し立てがあるわけですからね。形式上、申立人として特定するかは別ですけれどもね。

事務局（子ども未来局伊藤係長） 形式上の申立て人はともかくとして、事実上、申立てをする人が存在するということにはなりません。

座長 よろしいでしょうか。

もしよろしければ、次に、（３）の調整機能に移らせていただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

座長 それでは、そちらに移らせていただきます。

ここに記載してありますように、原則は、申し立てを受けた後、調査の一環として調整活動を実施するというものだと思います。ただ、相談の段階から事実上の調整活動が必要な場合があるかもしれません。たしか、吉田先生の講義の中では非公式の調整活動という言い方をされていたかと思うのですけれども、その点についてもここでは触れております。

これに関して、ご意見はございませんでしょうか。

C委員 真ん中の欄では、「当事者双方に助言し、当事者間での問題解決に向けた援助を行う」というのが調整機能だということになっていますね。右側の欄の「調整活動について」を見ると、「当事者間で解決が困難な場合、間に入って相互理解を深める云々」と書いてありますが、このつながりいまいちつかめません。

調整活動というのは困難な場合にすることなのでしょうか。

座長 関係がわかりづらいということですね。

C委員 前に書いてある機能の説明と、後ろで、当事者間で解決が困難な場合と入っているのとどうつながるのかということです。

座長 そう言われると、ちょっとわかりづらいですね。

事務局（子ども未来局田中職員） ここを書いた趣旨は、申し立てを受けた後、当事者間で解決が困難な場合に間に入って相互理解を深めるということですが、真ん中の方は「解決が困難な場合」という記載が抜いてしまっている形です。原則は申し立てを受けた後に調整活動に入ると思うので、真ん中の方の記載の意図も、解決が困難な状況になっていることを想定した上で、当事者双方に助言し...ということで、真ん中の方は「解決が困難な」という文言が抜けてしまっているような資料のつくりになっています。意味としては、真ん中と右側は同じ意味でありました。

C委員 ということは、前提認識として、申し立てというのはそもそも当事者間での解決が困難な状況でなされるという認識があるというふうに受け取っていいのですか。

座長 そうなりますね。ということであれば、それがわかりやすいような書きの方がいいですね。

A委員 多分、市が言おうとしているのは違いますね。市が言っているのは、調査機能

は果たすけれども、調整機能は果たさないケースもあるということですね。

今、申し立て段階で当事者間で解決が困難であることが前提として入るということについて意見が出たと思うのですけれども。調査に入るけれども、調整に入らないこともあるということを行っているわけですね。申し立て段階では、当事者間で解決が困難であるかどうかについては当然両方ともあって、両方ともある中で困難な場合に調整に入るということですね。

違うのですか。

座長 両方を考えているのではないですか。つまり、これは三つの段階、それから二つの段階がありますね。その両方を一緒に考えているのではないかという感じがします。

A委員 でも、今のご質問は、申し立てをされることによって基本的に当事者間で解決が困難だということを前提としているご発言でしたね。それであれば、それを踏まえて調整に入るということもある程度見通した話だと思うのです。

座長 そういう意味では、調査と調整を一緒にしたような形を考えています。

そのあたりを我々としてももう少し煮詰めていく必要があると感じています。

D委員 基本的には、当事者で解決できるというのが一番いいことだと思います。ですから、申し立ての時点では当事者同士で解決できないと思って申し立てたのかもしれませんが、その時点で間に入って助言することによって、ひょっとしたら当事者同士で解決できる芽が出てくるかもしれない。それが無理な場合については、具体的に中に入って調整するというふうに考えた方がいいのかなと思います。

座長 いろいろな解決方法が出てくるだろうということですね。

C委員 この最後の「ただし」のところですけども、相談段階から事実上の調整活動を行うこともあり得ると書いてありますね。調整活動というのは、この文面から言うと、申し立ての以後にあるだけのものではないということになりますね。そうすると、問題がいわば相談として持ち込まれた段階で既に始まり得るということは、要するに、当事者間の解決を促すような活動のことを調整活動と言うということですね。そうだとすると、当事者間での解決が困難な場合に限らず、そういう認識があるかないかは別にしても、当事者間の解決を促す機能として調整活動を考えているのだというふうに受け取った方がわかりやすいような気がするのです。もちろん、解決が困難だというときも、できる限り、可能な限り調整活動は行うということだと思います。

座長 問題が持ち込まれて解決していく際に、その問題に関していろいろ申し立てを聞いていると、例えば調査をした上で調整活動に入る方がいいとか、調査よりも調整しながら問題を解決してしまった方がいいとか、いろいろな場合が出てくると思います。ここでは、それをあわせたような書き方をしていると思うのです。ですから、ちょっとわかりづらい表現になっているような感じもします。

C委員 調整活動についてのところで「当事者間で解決が困難な場合」という文言が必要かどうかということだと思います。その場合も含めてだとすると、原則は申し立てを

受けた後に、間に入って相互理解を深め、話し合いにより解決する方法として調整活動を実施する、で十分なのではないかと思ったのです。

座長 「ただし」以下は要らないということですか。

Ｃ委員 「当事者間で解決が困難な場合」という部分はなくてもいいと思うのです。

座長 それを抜いてしまうということですね。その方がすっきりしますね。

事務局の方から何かありますか。

事務局（子ども未来局伊藤係長） 少し補足させていただきます。

申し立てがあった後に困難か困難でないかということ判断して、そこで次の調整活動を選別するような形でこの文面が読み取れるのではないかというふうに理解しましたが、ここの当事者間で解決が困難な場合というのは、どちらかという、調整活動の意味合いといいますか、意義、なぜ調整活動を行うのかという部分を少し説明した文面というふうにご理解いただいて、特にそこで何か前提条件を入れる、入れないということまで深くは考えていませんでした。

座長 この部分はとった方がわかりやすいのではないのでしょうか。

なるべく意味がはっきりしてみんなにわかるような書き方がいいですから、これをとりましょうか。

では、この部分は、原則は申し立てを受けた後、間に入って相互理解を深め、話し合いにより解決する方法として調整活動を実施する。ただし、相談段階から事実上の調整活動を行うこともあり得るといふふうにしたしましょうか。

こういうふうに変更したいと思いますけれども、さらにこの点に関して何か意見はございますか。

A委員 私は、「間に入って」云々の1行半は、困難な場合を想定してつくった文章だと思っています。

副座長 ただ、流れを見ますと、申し立てがあって、調査をして、調整機能がどんなレベルでも行われないと、その次は勧告になってしまうのです。ですから、調整機能が結構大きな役割を持つのが救済制度の意味合いかなと思うのです。

ですから、当事者間で解決が困難でなくても、調査結果を申し立てられている相手方に知らせる機会もこの調整機能になるわけですね。ここだけが、どんなレベルのことで調整を行う場になってくるような気がしますけれども、どうでしょうか。

座長 全体として見ると、ここの役割はかなり大きいと思うのです。

副座長 調整機能の後はすぐに勧告が来ますけれども、勧告というのは受けた方にとってはかなり重たい意味を持ちます。その前の段階の調整機能で解決できれば一番いいわけですね。

座長 大体、どういう場合でもそうですけれども、三つのやり方を見ていくと、中間に位置するものが一番幅広くなりますね。やはり、この場合も同様だと思うのですけれども、いわゆる調査という段階を経て、その次にいろいろと話し合い等を進めていきますね。そ

して、話し合いをしながら、できればそこで解決した方がいいということから、後に持っていかないで解決ができれば一番いいということがあります。そういう意味で、2番目の調整機能は、文章の量としては非常に少ないですけれども、この中にいろいろな意味が込められているというふうに考えた方がいいと思います。

ですから、この点に関しては、調整機能に関する言葉はこのくらいで終わっていますけれども、これをさらにいろいろ具体化する、つまり、法令、例えば規則等で定めていくこととなりますと、このあたりの分量はかなりふえるのだらうというふうに考えた方がいいと思います。

D委員 もし、そういう意図であるとしたら、この文面は、当事者間で解決が困難な場合も含めという言い方がいいのではないですか。

たとえ当事者間が対立していたとしても、ここでは何とかその調整に動くという意図で、場合もというふうにしたらどうでしょうか。

座長 そうですね。復活させましょうか。

副座長 結局、ここがオンブズパーソンの腕の振るいどころなのかなという気がします。

座長 そのあたり、C委員はどうですか。

C委員 どちらでいいと思います。こういう言い方は非常に申しわけないのですが、要するに、当事者双方に助言し、当事者間で問題解決に向けた援助を行うということで、具体的にどういう助言をして、どういう方向でやるのかということが、間に入って相互理解を深め話し合いによる解決する方法ということなのだと思うのです。

ですから、調査が前に入るということも含めて、当事者間で解決が困難だと思われるような場合もあり得るということをおきたいのであれば、D委員がおっしゃったように、「も含め」と言っても表現が全く変わってしまうわけではないので、それはそれで構わないと思います。

E委員 先ほど、市の方は、解決が困難な場合というのは特に条件づけにはなりませんというご説明をされて、D委員からは、であれば、当事者間で解決が困難な場合も含めという書き方をしてもよろしいのではないのでしょうかというお話があったという理解でよろしいのでしょうか。

そうであれば、この場合というのは特に条件づけではなくて、申し立てを受けた後、調整機能はだれもが利用することができるということでもよろしいのでしょうか。

座長 はい。

E委員 わかりました。ありがとうございます。

座長 よろしいでしょうか。

議論があっちへ行ったり、こっちへ行ったりしながらいいものを見つけていくということが我々の役割であります。

それでは、「当事者間で解決が困難な場合も含め」ということで、「も含め」という言葉を入れます。先ほど、「当事者間で解決が困難な場合」は一度なくすことになったので

すけれども、これを入れて、さらに「も含め」という言葉にして文章をつなげていきたい  
と思います。

そういうことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

座長 よろしければ、次に進ませていただきます。

次は、準司法的な権限というものに移りますが、(4)(5)(6)、つまり勧告機能、  
意見表明機能、是正要請機能をまとめて見ていくことにしたいと思います。

ここに記載しておりますように、これらの機能の違いというのは、大まかに言うと、勧  
告と意見表明は市の機関に対して行うものであって、それに対して是正要請は市以外の機  
関に対して行うものになります。

前回の調査機能における議論でも出てまいりましたけれども、市の権限が及ぶところと  
及ばないところとでは分けて考える必要があるということをまず押さえていく必要がある  
かと思います。さらに、勧告と意見表明についてでありますけれども、前回の事務局か  
らの説明ですと、勧告というのは個別の事案に対して個別に市の機関に何らかの指示を行  
うものであり、それに対して意見表明というのは、調査の結果、その原因が制度そのもの  
に起因するというふうに認められるときに意見を述べるものということでした。

まず、それぞれの機能、権限について確認する点はございませんでしょうか。

副座長 勧告、意見表明、是正要請というのは、市あるいは市以外の機関に対してなわ  
けですが、例えば権利侵害の申し立てを個人が個人にする場合はどういうことになるの  
でしょうか。

ある方から子どもが権利侵害を受けたと申し立てられた場合に、調整機能で解決すれば  
いいわけですが、それでも解決しない場合は、市の機関や公的な機関以外の場合は市民等  
に入るのですね。是正要請機能に入ることになりますね。個人は市の機関以外、市民等  
というところに入って来るわけでしょうか。

事務局(子ども未来局大古課長) 今おっしゃられたとおり、是正要請機能の方で拾っ  
ていく形になります。

座長 今の押さえ方でいいのですか。

副座長 今の答えは納得するのですが、例えば札幌市以外の近隣の市や道の機関の場合  
は、是正要請機能は納得できるのですが、個人、要するに市民に対して是正要請す  
るということが本当に効果的なのか。そして、それがなされない場合は4ページ目でい  
えば公表機能というところまで行くのです。それで何か解決するのかという感じがする  
のです。特に相手が個人の場合はどんなことが起こるのかという想像がつかないのです。

事務局(子ども未来局大古課長) 基本的には、どんな方かはわかりませんが、  
こういうふうにしてほしいという是正のお願いをするのが是正要請機能です。この公表  
というのは、個人を含めた市以外の機関に対して公表規定は特に設けないということで、  
下の(7)の方にも出てまいりますので、基本的に市以外の方に関しては、強制力はどの

ぐらいあるかどうかわかりませんが、こういうふうにしてほしいという是正の願いをしていく機能だととらえております。

副座長 そうしますと、例えばいじめで申し立てがあって、A君からいじめられたという場合に、市の機関以外の市民ですから、救済制度はA君に対していじめないようにと是正を要請することになるわけですね。

事務局（子ども未来局大古課長） そういう形で是正要請した方がいいという結論になれば、是正と言うのかということではありますが、願いをしていくこととなります。

B委員 私も、この条例の実効性ということを見ると、最初に市の機関と市の機関以外というふうに分けるのは果たしてどうなのかとずっと考えているのです。やはり、市の機関以外の者というのは、大きく考えて国の機関があり、道の機関があり、民間の機関や施設があり、そして市民一般の個人があるというレベルで考えると、国や道、札幌市以外の市町村に勧告という形で出すことは、条例の限界で困難なのかなと思います。本来であれば、この条例に基づいて何かもうちょっと強力なものができるればいいなと思うのですが、勧告という形は難しいと考えます。

では、次に、民間や個人に対してはどうなのかというところがあります。やはり、是正要請ということだけではなくて、もうちょっと実効性を確保できるような機能を持たせることができないのかと思うのです。まだ自分の中で結論は出し切れていないのですが、皆さんはどうでしょうか。

座長 ほかの自治体の条例で、その点について触れているものはありましたか。

事務局（子ども未来局大古課長） 我々の調査の中では見当たらないですけれども、いじめている子どもに対して是正要請をしてどのくらいの意味があるかという話なのだろうと思いますが、その前段の調整の中で広く権限を行使していただくというのが、我々が是正要請に至るまでの間でやってほしいと思っている機能です。

E委員 質問ですけれども、是正要請機能というのは具体的にどのようなことをされるのですか。

座長 想定しているものはどういうことになりますか。

事務局（子ども未来局大古課長） いじめでいけば、学校は市の機関に入りますので、今は独立行政法人ですが、元国立の学校や、私立の場合もございませぬけれども、そういうところに対して、市立の学校に対していじめはいけません、こうしてくださいということで勧告するのと同様の内容で、その表現をやわらかくした要請が私立の学校になされるというイメージでとらえております。ですから、我々は、是正要請機能と勧告機能の内容が極端に異なるというイメージではとらえておりませぬ。ただ、相手方がかわると、権限のあるなしで表現が変わってくるという意味で名称が変わっているととらえております。

E委員 ありがとうございます。

先ほど、副座長から、個人の方を相手に是正要請することが救済にどういうふう結びついていくのか疑問だというお話があったかと思うのです。そして、B委員がお話しされ

たことは、権限を強く、もっと実効性のあるということだと思うので、私は二つの意見は違うのかなと思ったのです。個人の方を相手に何か権限を示したとしてもなかなか難しいというお話だったと思うのです。そういうふうになると、市の機関以外の者に対しという大きいくり方が難しいのか、それとも、全くの個人の方を別の扱いにするという配慮が何か必要なのか、その辺はいかがでしょうか。

座長 先ほどの副座長の意見は、是正要請機能というものをういたとしても個人に対しては余り実効性がないのではないかとということですね。ですから、その点について、もうちょっと実効性があるような方法が何か考えられないかということになると思うのです。

実効性云々ということと言うと、形式的には他の学校等に対してこういう機能を用いたとしても変わらないのです。ただ、変わらないけれども、学校に関して言うと、そういう要請を受けたことによって、事実上、自分たちは変えていかなければいけないのかな、ちゃんとしなければいけないのかなという気持ちを持つという点で違ってくるのだろうということですね。個人に関して、その事実上の効果が果たして出てくるのだろうかという問題ですね。

副座長 同じようなことかもしれませんが、もともと、この文面を見ますと、そういう権利侵害が起こる場を想定して対処しているということがわかってきました。起こる場であって、ここは起こる個人を対象には書いていないということになりますね。その文脈をずっと見ますと、権利侵害が起こる場に対する救済制度の活用であるという感じがします。ですから、個人はもともと頭にはない条件の中でつくられていると思うのです。

座長 今の話は、名あて人というか、どういうところでこの問題が起こるかということに関して、個人というものが余り意識されていない形で書かれているのではないかとということですね。つまり、ここには一定の何らかの機関や団体を想定して書かれているのではないかと、だから個人に関しては実効性がないものを書いてしまっているのではないかとということですね。

現実には、当然、家庭の場でも子どもの権利侵害の問題は少なからずあるだろうと思わなくてはならないと思うのですけれども、それをどういうふうにするかが大事なのだと思います。

事務局（子ども未来局伊藤係長） 今、民間、一般の市民にということで、事例が1件ございます。川西市の事例ですが、いじめ、もしくは子どもが他の子どもから被害を受けたということで、大人間の行き違いが子どもの最善の利益を害しているおそれがあると判断して、学校や教育委員会に対して意見表明や改善の申し入れも行っております。それから、これに関連して、関係する保護者に対して理解、協力することを求めて是正等の要望を行ったというふうに書いてございます。今、私どもで把握しているのは、一市民ということで言えばこの1件だけでございます。

そのほか、民間の施設関係に対しての要望は、川西市で事例が一、二件あるようです。また、川崎市と埼玉県については、民間、市の機関ともに勧告、是正要請を含めて事例は

確認できておりません。川崎市は、意見表明については事例があるというふうに聞いておりますが、勧告についてはないと聞いております。

座長 恐らく副座長は、そういうケースよりも、どの程度実効性があるのかというところがすごく気になるのですね。特に、是正要請機能で是正要請をしたところ、それがどの程度実効性を持ったのかというあたりですね。そこについて、何かわかるものはありますか。

実効性がないとすれば、我々として何か考えられるかという問題はありますね。

事務局（子ども未来局高屋敷部長） これは私見なのですが、そもそもオンブズマンは法的な強制力はもともと持っておりませんので、限界はございます。あとは、実効性をどこまで担保するかということですが、結局、勧告を受けた人が自分の意思でいい方に改善するという意欲がなければ、法的な強制力はないわけですから、結果としては改善されないわけです。

そういう意味では、組織でありますと、市の条例に基づいて勧告を受けるわけですから、社会的な立場上、あるいは自分で反省をして、よりよいものを求めていくということが実効性の担保になると思います。

個人の場合は、良心に頼らざるを得ないです。罰則をつけるのであれば、当然、従うのでしょうけれども、私どもはそういうことは全然想定しておりません。先ほどのように、個人であろうと、組織であろうと勧告はするのですが、現実問題、個人にオンブズマン条例に基づいて何かをするということは普通は考えにくいのかなと私は思います。だからといって、実効性が何もないのかというと、それは条例に基づいて行うわけですから、社会的には相当強い行為だというふうに思います。

座長 市の方の説明を聞いて、いかがでしょうか。

罰則を設けることは難しいですね。

B委員、何かありますか。

B委員 別な次元というか、個人というときにどういうケースがあるかなと考えると、一番最初に思い浮かべるのが虐待の部分だと思います。例えば、子ども同士のいじめということになれば、いじめた相手の子どもに対して勧告ということは考えがたくて、調整機能ですべて解決しようというのがこの条例の趣旨だと思うのです。

そこで、虐待や体罰かなと考えていったときに、前の委員会で第13条第2項の虐待と体罰の違いを議論しましたね。そのときは、具体的に救済制度を見ていきながら考えましょうということになりましたが、前の事務局のお話では、第13条第2項で、虐待を受けた子どもの迅速で適切な救済に務めなければならないということで、虐待だというふうに認知されれば、それは児童虐待防止法にお任せするという話になるので、並列して、この条例に基づいて何かということにはならないということですね。そうすると、虐待のところで、この勧告なり意見表明なり是正要請なり、個人の場合は是正要請機能になりますが、それも関係ないということになるのですね。

事務局（子ども未来局大古課長） 事実上はそうです。

B委員 事実上はそういうことになるのですね。そうすると、結局、体罰のところに戻ってきて、虐待か体罰かというのはペンディングのままになりましたけれども、ここでは是正要請される個人というのは想定しがたいなと思うのです。先ほど、副座長もおっしゃっていましたね。

4ページの図では、下から2段目に四角が三つ並んでいまして、その一番右側は市以外の機関、市民等となっていますが、具体的に市民、個人に対して是正要請をする場面は一体どんなところで出てくるのでしょうか。

虐待のところはもう手を出せない分野だということになると、体罰はどうかかというところが残って、何かもやもやした状態で、いま一つイメージできないなという感じがします。

座長 もやもやしているというのは、この条例の守備範囲に入ってくるものがほとんどないからという意味でしょうか。それとも、入ってくるものはあるのだけれども、どうやって解決が可能なかというあたりがはっきりしないということでしょうか。

B委員 後者です。

座長 そういう問題については、何か具体的な事例が出てこない、ここできちんと議論することは難しいということになりますね。

B委員 この場で何か線引きをしてほしいということではありません。私が思っている中途半端な印象を述べただけですので、この場で明確に線引きしてほしいということを要請しているわけではないです。

副座長 とりあえず、申し立ての相手が個人ということを除いて考えると、全体が非常にすっきりすると思うのです。でも、個人ということイメージすると、本当にどこにいったしまうのだろうということになりますから、最初から救済制度が適用できるのは個人を離れたところと、むしろ人権侵害が起こる場を最初から想定していくとすっきりすると思います。

C委員 先ほども出てきたのですが、私は救済制度は個人を想定していないとは思えないのです。というのは、調整機能があるからです。基本的に調整機能なのだと思うのです。この勧告機能以下は、改善されない場合に何ができるかという話ですね。調整機能を精いっぱい使っても改善されないときに、オンブズマンの方で何ができるかという、多分、この程度しかできないのです。つまり、法律で決めて、罰則を決めてということではなくて、条例なのでということなのだろうと思います。

ですから、それをやるかやらないかについてはかなりの判断が必要なのでしょう。副座長がおっしゃったように、是正要請機能を個人に対して出せるかというのは本当にケース・バイ・ケースだと思いますけれども、意味がないと思ったら出さない方がいいということだってあり得ると思います。ですから、その前に、どうやって調整機能で改善できなくなるないようにするかということの方が大事なだろうと思います。

副座長 そうすると、改善されない場合にできるのはこれだけですと読みかえるとすっきりしますね。この下の三つだけで、それ以外は難しいということになると、すっきりしますね。

C委員 私はそう思います。B委員は、本当にそれだけなのかとおっしゃっているように聞こえるのです。

座長 そのあたりについては、実際にこの制度が動いた段階でだんだん明らかになっていくと思うのです。そして、このケースについてはこうしていったらいいということになっていくと思うのです。我々がここではっきりわからないような事例が出てくる可能性があるときに、これを生かしていただくことになっていくのでしょうか。そういう意味では、当然、個人の問題も考えられるだろうと、個人をここから除くのはまずいというふうに押さえておいた方がよろしいかなと思います。

E委員 先ほど、B委員が言われていたところに話が戻ってしまうのですけれども、以前、虐待及び体罰の禁止、第13条について話があったときに、ここでは第2項に体罰やしつけは盛り込めないというお話があって、その場合には第32条の権利の侵害に関する相談または救済で対応することになりますというご説明があったと思うのです。そうすると、是正要請機能の個人には体罰やしつけで子どもの権利侵害を行っている個人も含まれることになると思うのですけれども、いかがでしょうか。

座長 順番としては、第13条のケースが出てきた場合に、この第13条のケースに従って、まず、第1段階として調査をしていきますね。さらに、調整というものが入りますね。そして、調整しようとしても解決できない場合に、第3段階といいますが、この準司法的な機能が出てまいります。そういうことからすると、今言ったようなケースについては、当然、この是正機能という形で出てくる場合はあると思うのです。

E委員 以前のお話の中で、重大な人権侵害だけれども、虐待防止法で規定がないので、市のかかわりはここでは記載できないけれども、今度できる救済機関の方でそういう機能を担っていくことになるといいますというご説明があったと思います。そして、今がそのお話をする場面なのかなと思うのです。

どんどん話が流れていってしまって、結局、権利侵害を受けているけれども、何もできないということになってしまうのは非常に残念だと思います。

事務局（子ども未来局大古課長） 今、座長からもお話がございましたけれども、この場面は、いわゆる虐待に当てはまらないような体罰的な部分について、権利侵害として申し立てがあったときに、調査から一連の流れを踏んで是正要請という機能は想定してつくられていますので、当然、今おっしゃられたお話はここで網羅できると考えております。

E委員 ご説明はわかりました。

そうすると、先ほどの議論に戻ると思うのですけれども、個人を想定しにくいような機能になっているということが問題として残ってしまうと思うのです。今度、新たにできる救済機関で、虐待ではない体罰があるのかどうか分かりませんが、そういうものを想定し

て救済機関でというお話だったのですけれども、ここでは個人に対してできることはないという結論になってしまうと、どうなのかなというふうに思ってしまうのです。

座長 今の点は、ここで解決できないということではなくて、ほかの法律がありますね。つまり、虐待防止法の方で解決する場合も考えられるということです。むしろ、そちらの方が有効な場合があるだろうということで、こちらの方で解決できないということではないと考えていただきたいと思います。今、E委員がおっしゃったことに関して言うと、いわゆる申し立てができないわけではないというふうに考えた方がよしいかと思います。

C委員 私は体罰と虐待の話のときに欠席したので議論の中身を十分わかっているわけではないのですが、実際にこの制度が発足したとしたときに、例えば体罰と考えられるようなケースで申し立て、あるいは相談が来たときに、具体的に体罰かどうか、あるいは虐待かどうかというのはその場でいろいろ調査をした上で判断するわけですね。そして、虐待という判断がされたときは、当然、児童相談所に通告しなければいけないということになるわけですが、虐待だと判断されなかったときは、調整機能の中で何とか解決しようという働きかけをするので、個人が問題になるようなケースを排除するということではなくて、むしろ、最初の相談機能のところでできるだけ広く受け付けるのだという話でした。それこそ、しつけの範囲のことだって相談としては受け付けるけれども、話を聞いていく中で、これはそういう範囲のものだということになれば、親御さんとの話し合いの中で解決してもらおうという話になるでしょうし、場合によっては、最終的にその個人に対して是正要請がなされることもあり得るわけですね。だから、やらないということではないだろうと思います。かつ、それが扱われるという意味では、扱いを排除することは一切ないという前提だというふうに私は考えています。

ただ、体罰はだめだと条例でうたってしまうのは難しいという話だったと私は受け取ったので、そうかなと思います。だから、扱われないということはないと私は思います。

副座長 E委員がおっしゃっているのは、実効性が全くないまま申し立てが空回りしてしまうと、どこに行ってしまうのだろうという懸念だと思うのです。特に体罰の場合ですね。虐待の場合は、ある意味では法律的なルートに乗って対応されていきますが、体罰の場合は、申し立てをして、調整機能でうまくいかないと、その後にならぬのか。また家庭に帰って同じような体罰を受けてしまう。その親に是正要請がされたとしても、やはり同じことが起こる可能性は家庭の中でしたらなおさらあるわけです。ですから、受け付ける、受け付けないではなくて、本当に実効性があるのかどうかという議論ではないでしょうか。

E委員 今、副座長がお話しされたように、以前の議論の中で、虐待だと認定できるものは児童虐待防止法の対応で児童相談所が介入し、そうでない場合は、ここでは対応できないので、ほかの権利侵害という形で対応しますと。こちらに回ってきたケースで実効性がない対応ということになってくると、結局、救済機関というときに、権利侵害を救済することができるというふうに言えるのか。今は救済機関のお話をしているので、救済が難

しいというままにしているのか、実効性があるのかどうかというお話だと思います。

C委員 私とE委員がちょっと違うなと思ったのは、虐待だったら通報しますね。虐待以外は対応できないということはオンブズマン制度ではあり得ないと思います。全部対応すると言っているのだと思います。ですから、どこまで対応できるかは調整機関でどういう人たちがどういう仕事をするかに依存しているのだと思います。できないという話は全くなくて、それはすべきであるという話が大前提だと思います。

ただし、実効性があるかどうかというのは、調整機能で何をどこまでできるかということなので、そこに携わる方たちがどういう資質の人たちを選んでやっていただくかという方にかかるとは思いません。ですから、実効性の問題は、もう一つ後の方で出てきますが、では、どういう人がいいかということにかかわってくると思います。

座長 実効性ということで、具体的に何か罰的なものを与えるというところまではいかないと思うのです。そこまで考えてやろうとしたら、そこまで達していなければ意味がないということになって、かなり難しくなってしまう。

だから、ここでオンブズマンを登場させることになったときに、オンブズマンのその問題に対するかわり方、両者に対する指導の仕方、あるいは、話し合いをした場合の当事者に対してしっかりとこういうふうにしたらということ、なるべく納得させるということまでやっていくことになると思うのです。そういう点で言うと、指導者的な存在であるということがかなり大事な意味を持つてくると思うのです。具体的な実効性ということまで先に意識して話してしまうと、問題というのはそう簡単に解決できないだろうという感じがします。

F委員 今、救済制度の救済というのは結果的にどういうことなのかということを考えていたのですが、虐待の場合は、その子を身体的にも精神的にも救い上げることだと思うのですが、この制度そのものは、何も知らなければ権利侵害のまま放置されるわけですから、条例の中で、これは権利侵害なのだということを公にきちんと認めてあげるといことだと思うのです。私は、条例の中では精神的、身体的なところまでをカバーするのはなかなか難しいと思うのです。少なくとも、権利侵害が起きているときに、札幌市として、あなたは権利侵害をしているということを公にすることそのものが救済だと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

それとも、その人の人格や精神的な部分も救い上げるといことまで含むのであれば、ある程度実効性を持たせて、相手を罰するといことをしなければいけないと思いますが、そこまではする必要はないのではないかなと思うのです。

実効性をどう考えるかといところだと思います。

座長 今の点で、E委員はどうでしょうか。

E委員 私は実効性が罰則だといふうには考えていませんし、実効性という言葉が罰則だといふうにもとらえていません。

これは私のとらえ方ですけれども、やはり体罰やしつけをほかの権利侵害と同列に考え

ることはちょっと難しいと思います。

座長 体罰やしつけに関して言うと、E委員が考えておられることは、このオンブズマン制度を用いることによって、そういうことが当人にとってなくなることが考えられないかというあたりだと思うのですが、いかがですか。

E委員 先ほど、F委員がおっしゃった精神的な救済ということが、市がこういうことをしてはいけないと公に言うことは非常に意味があって、それが救済ではないかというのも一つ大事なことだと思うのですが、座長がお話しされたように、体罰やしつけで現に被害を受けている子を救済機関なので救済するということになる、私のイメージとしては、それがなくなるような、その子がそういう被害を受けずに生活できるようなかわりをどう考えていくかということはどうしても想像してしまうのです。

副座長 折衷案になりますが、調整機能を働かせても事態が改善されない場合は虐待になりますね。今の話だけに限れば、虐待と認定されないような条件が出てくる可能性がありますね。ですから、抜け道はつくらない方法もあると思います。条例でということになりますと、やはり、どう考えても難しいと思います。

座長 一種の条例の限界という問題になってくるでしょうね。最大限、その中で子どもの権利を守れるようなやり方がないかということになると思うのです。

現在の段階と言うとおかしいですけども、これまでのいろいろなやり方を見ていくと、ここで言う是正機能をできるだけ有効に使うということに精いっぱいなのかなというふうに思います。

F委員 今、この救済制度、この権利条例によって少しでも札幌市の中から人権侵害がなくなる方向に向かっていくような制度であるということだと思うのです。そういうことを考えますと、こういう制度を正常に働かせていく、制度をつくることそのもの、それから、子どものころからの人権教育も含めてこういう機運が高まることによって権利侵害を受けている子どもたちが救われていくということしか僕はないと思うのです。ですから、本当にこういう救済制度がきちんとした形で運用されて、札幌市には子どもの権利を守る条例があるのだということを市民全体に広く周知させた上で、これによって一般の意識が上がることで少しでもなくなっていくということだと思うのです。そういう意味では、これをきちんと運用していく、条例もきちんと見ていくということが大事なことはないかと思えます。

座長 今、ある意味ではまとめていただいたのではないかと思います。

そういうことで、このあたりについてはよろしいでしょうか。

A委員 今は(4)(5)(6)の議論ですね。

是正要請機能のところに「市の機関以外の者」と書いてありますけれども、これは団体も含むということによろしいのですね。

事務局(子ども未来局大古課長) はい。

A委員 僕の方から1点だけお話をさせていただくと、4ページの「改善されない場合」

という意味がよくわからないのです。僕は個人的に、この条例の最大の主眼は調整機能だと思っています。(4)(5)(6)にどれほどの実効性があるのか、不利益処分を課することはできない、不服申し立ての制度もないという中で、ない知恵を絞って少しでも子どもの人権侵害がこれを歯どめとしてなくなるようにと思っているのですが、最大の部分は(3)の調整機能だと思っています。多分、それは皆さんも一緒だと思います。

(3)の調整機能は、話し合いによる解決を図ろうとする動きですね。それが改善されないというか、話し合いで解決ができない場合をイコール「改善されない場合」と考えていいのか。あとは、6ページのところでは、「行うことができるものとする」ということで、私からすると逃げ口上の文書になっているのです。

だから、調整機能は最大限の機能だったとしても、どういう場合に勧告した方がベターなのか、意見表明を果たした方がいいのかというのが見えてこないのです。ですから、先ほど議論がありましたけれども、よりよい制度として、人権侵害があったのだということと、子どもたちに対して人権侵害が少しでも起きないような社会を札幌市の中で築いていくためには、「行うことができる」というのは当たり前話でありまして、どういう場合にするのがベターなのかというのが見えてこないのです。

その見えてこない理由は、私だけかもしれませんが、「改善されない場合」という文章で終わってしまっているのです。話し合いにより解決ができない場合に、何かのワンクッションがあって、その上で(4)(5)(6)の機能が発揮できるということなのか、ちょっとイメージがわからないのですが、どうでしょうか。

座長 イメージがわからないというのは、(3)と(4)(5)(6)の関係ですね。

A委員 そうです。(3)の調整機能がどうなった場合に(4)(5)(6)の方に向かっていくのかということです。要するに、話し合いによる解決ができない場合だったとしてもやらないこともありますねというのがどこら辺の線なのかわからないのです。

先ほど、やったとしても効果がない場合にはあえて是正要請機能を果たさないこともあるのではないかという議論があったのですが、イメージがわからないのです。市の方から教えていただければと思います。

座長 そのあたりの線引きについて、他の都市の条例で何か示しているものはありますか。

事務局(子ども未来局大古課長) 川西市には、まさにオンブズマンの判断ということなのですけれども、是正または改善する必要があるとオンブズマンが判断する場合をという言い方ですべてを包含して言っていますので、今、A委員がおっしゃったような趣旨の線引きではないです。川西市の場合は、あくまでも人格高潔という前提でオンブズマンがきちんと判断できる方だという前提のもとに、ここはオンブズマンのご判断にお任せしましょうという制度のつくりがされているということでございます。

座長 ということは、運用する人にお任せしましょうということになりますね。ただ、その中でだんだんとしっかりしたものがつくり上げられていくことを期待しているという

うことですね。

では、(4)(5)(6)についてはよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

座長 それでは、(7)に進みたいと思いますけれども、ここまで大分議論が白熱して皆さん疲れたのではないかと思いますので、若干休み時間をとりましょう。

[ 休 憩 ]

座長 それでは、再開させていただきます。

先ほど、(7)の公表機能からやると言ってしまったのですが、実は、その前の(4)(5)(6)の中の一番右側の各権限を施した後の処置についてという点をまだ議論しておりませんので、この部分からやりたいと思います。

ここでは、市の機関について、これらの勧告、意見表明を受けた場合、救済機関に措置した結果について報告するということが記載されております。

このことに関しまして、ご意見はございませんでしょうか。

C委員 市の機関についてはこれでいいと思うのですが、市以外の是正要請をした場合に、要請をしっ放しにするのでしょうか。つまり、その後、どうなりましたかということはないのでしょうか。

座長 これについては、お願いいたします。

事務局(子ども未来局大古課長) 基本的にそこまで求めていないです。あくまでも市の機関以外に関しては基本的には権限がないという前提のもとにお願いという形をとって、あとは、先ほど部長からもありましたけれども、受けた側の良心に期待するというような形になっております。

座長 C委員、よろしいでしょうか。

C委員 はい。

座長 ほかにご意見はございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

座長 ご意見がなければ、次に進ませていただきます。

それでは、(7)の公表機能について扱います。

ここも、資料にありますように、市の機関に対してと市以外の機関に対して分けて考える必要があります。そういうことからこのような書き方になっているわけでありましてけれども、これについてご意見はございますでしょうか。

G委員 ここに、「必要に応じて公表する」と書いてありますけれども、これは、当事者に対してなのか、それとも市民一般に対して公表するということなのか、どちらでとればいいのでしょうか。

座長 だれに対する公表かということですね。

事務局（子ども未来局大古課長） 事務局から申し上げます。

これは公表ですから、あくまでも市民一般ということです。当事者に対しては結果通知という形です。公表と言う以上は市民全般というとらえ方にしていなければと思います。

座長 それに対してどうぞ。

G委員 市民一般になりますと、個人情報やプライバシーの問題にかかわってくる可能性があると思うのですけれども、そこは、当然、配慮しながら公表していくということによろしいでしょうか。

事務局（子ども未来局大古課長） そのとおりでございます。例えば、川崎市では、個人情報等の保護ということで、公表を行う場合は個人情報等の保護について最大限の配慮をしなければならないというような規定を設けております。

G委員 わかりました。ありがとうございます。

座長 ほかにございませんでしょうか。

C委員 市以外の機関に対してのところですが、社会的に影響があると判断される場合というのはちょっと意味がわかりにくいです。公表することが問題解決の方向で影響があるという意味なのか、特定の個人、施設を出してしまうとまずいという意味なのか、ちょっとわからなかったのです。

座長 この社会的な影響があると判断される場合ということの意味ですね。

C委員 具体的な中身はということなのかということです。

座長 これについて、何か説明できることはありますか。

事務局（子ども未来局大古課長） 社会的影響があると判断されるというのは、典型的な例としては、私立の学校のように、公立、市立の学校にも汎用性があるというか、同じような事例で考え得るようなものが出てくる事例があったときに、こういうように是正の全般的な概要という形で出した方がいいのではないかという意味の社会的影響ということでございます。

座長 よろしいでしょうか。

ほかにご意見等はございませんでしょうか。

A委員 ここで言っている公表の方法ですけれども、実効性を確保するという意味合いであれば、市の機関についてはプレス発表でしょうね。でも、下の方の公表というのは決してそういう意味ではないのですね。それを札幌市のホームページに載せるぐらいですね。

事務局（子ども未来局伊藤係長） 例えば、第3回のときに、埼玉県の運営状況報告書というものが吉田先生の資料についていたと思います。そういう形で、毎年1回、市長に活動状況を報告するような仕組みになっておりまして、その中身を市民に公表するという形などが考えられます。

座長 よろしいでしょうか。

ほかにありますでしょうか。

F委員 ちょっと教えていただきたいのですが、公表の意味です。「必要に応じて公表」

というのはどういう必要なのですか。例えば重要な場合は公表するのか、その辺がちょっとぴんとこないのです。公表することによって人権侵害の事実が広まることを期待しているのか、「必要に応じて」という言葉がわかりづらいのですけれども、どういう意味でしょうか。

座長 真ん中の「必要に応じて」というのは、もう少し具体的に言うとどういうことになるのかということですね。いろいろなケースが考えられると思いますが、この点について、既に条例で何か定めたものはありますでしょうか。条例というか、規則で定めているのでしょうか。

事務局（子ども未来局伊藤係長） これは川西市の運用の状況ですけれども、具体的な例として、例えば期日を経ても報告がなされなかったとか、勧告とか意見表明が市の機関に正当に受け入れられなかったときで、なおかつ、そのまま放置すれば人権案件の解決が期待できない場合というような解説をしています。

あと、逆のパターンとしては、市の機関の積極的な協力や援助によって解決したときには、それも条例の成果ということで市民に伝えることによって、逆の意味で制度の活用や充実が期待できる場合もあるというような書き方もしています。

座長 F委員、よろしいですか。

F委員 はい。

座長 ほかにありませんでしょうか。

A委員 先ほどのB委員の話に戻りますが、立派な条例をつくるために、救済制度を私たち各委員に課せられたものとして議論してきましたが、やはり、どういうふうにイメージするかということだと思っております。先ほどぱっぱってしまいましたけれども、不服申し立て制度がない、よって、課せられる処分についてもある程度強制力を持ったものがないので、調整機能が一番重要で、お子さんが手を挙げて相談、申し立てができるような調整機能を果たさなければいけません。その後の(4)(5)(6)(7)というのは、どういうところが期待できて、どういうところが期待できないのかということ、会議の中でそれぞれ皆が想像を膨らませてその限界を知っておいた方がいいのではないかなというふうに思うのです。

僕は、この制度ができることは本当に大きな第一歩だと思います。また、子どもの権利条例だけで解決できない問題は世の中にたくさんありますから、それはまた考えていかなければいけないのしょうけれども、やはり、救済規定をつくるのだということで、今年度、委員が集められて、条文から練り直して、いい議論がたくさん出ました。繰り返しになりますが、(4)(5)(6)(7)あたりの位置づけというものを、限界も含めて、皆さんで考えて答申に生かせられればなと思っております。

座長 ということは、(4)(5)(6)とか、もっと前の段階の(3)とか、そういった関係で、例えば(7)の公表機能をどう位置づけられるかというあたり考えていかなければならないだろうということですね。

その点について、A委員は何かご意見を持っていますでしょうか。

A委員 やはり、最終的にはオンブズマンの判断だと思いますが、さっきのお答えと、(7)でどういった場合が必要に応じてなのかということと同じ議論になってしまっているの、多分、そうなのだろうなと思っています。

繰り返しになりますが、不服申し立て制度がないし、強目の強制力を伴った処分を下すことができないという出発点に立ったときに、議論の半分はもう終わってしまっているのです。終わってしまっているのをあきらめずに、答申でどういうことを生かしてほしいというふうに私たちが言うのか。強制力は伴いませんよ、市の機関以外のものに対しては団体であろうが、個人であろうがこうですよというのは、処分の内容からしておのずと出てきてしまう議論で、実は議論をする前に半分以上は議論が終わってしまっているのですよ。しかし、せっかくつくるのですから、答申の中に何を盛り込むかということを考えて、不服申し立て制度がない等の議論を踏まえた上でも、先ほどB委員がおっしゃったように、もうちょっとねというところは答申に生かされればいいのではないかと私は個人的にはずっと思っていました。そういう議論を残された時間でできればうれしいなと個人的には思っています。

座長 今、すごく大事なことを言ってくれたと思いますが、ある意味ではそろそろまとめに入る時期だということもありまして、そういった中で、できるだけ我々の思いを答申の中に生かされないかということですね。

副座長 きょうの討議の中で、私自身が読みかえたときに、子どもから相談を受けて、その中から申し立てが出てきて、調査が行われて、子どもはどんどん期待していった、調整機能で十分に調整活動をされたとしても、そこでだめな場合は、最大限できるのは調整と勧告と意見表明ですが、でも、ちょっと罰は与えられますよと読みかえることができるかなと思うのです。ちょっと皮肉な言い方ですが、私もどこかであきらめた議論をしなければ、これはなかなかすんなりとは自分の気持ちの中に通っていかないなという思いがあります。今、A委員がおっしゃったように、多分、いろいろなところでいろいろな気持ちを盛り込むしかないのかなと思います。

座長 ほかの委員の方は何かありませんでしょうか。

結局、救済機関に対して、我々としてはできるだけ意味を持たせたいという気持ちが強いわけですが、では、どれだけ意味を持たすことができるのかということで、今、我々はすごく悩ましい感じを持っています。それだけに、何かいい表現ができたならということで考え始めているところだと思います。

何かございませんでしょうか。

E委員 気持ちを盛り込んでいくというお話がありましたが、先ほどC委員のお話の中で、この救済機関では調整機能が非常に重要だということであれば、調整機能のところはもう少し皆さんの意見を聞きたいと思います。それから、調整機能で子ども自身がその後、自分で歩いていけるようなというお話もありましたが、そういう機能を十分に担えるよう

な、エンパワーメントというのはよく使われる言葉ではありますが、オンブズパーソンがアドボケーターになるというのも、実際にオンブズパーソンがどういう役割を調整機能で果たすのか、もう少し議論があってもいいのかなというふうに感じます。

座長 今、E委員から、調整機能のあたりをもう少し具体的に検討したらいいのではないかとこの考え方が出てきましたけれども、いかがでしょうか。

調整機能というのは、これまでの議論の中でも非常に大事な機能だろうということになってきているわけですが、このあたりについて何かございますか。

H委員 今お話しされたことはよくわかります。ただ、この条例の中身と、それに伴った実効性を持たせる、例えば制度とか今までの機能の改革ということも視野に入れていかないと、すべてこの条例の中に盛り込むのは非常に難しいことではないかと私は思います。

でも、今までお話をいろいろ聞いていて、なるほどなということがいっぱいありました。

座長 だんだん時間が迫ってきているのですが、今、E委員がおっしゃったようなこと、あるいはH委員がおっしゃったことを踏まえながら、次回、ここで扱う問題の中にオンブズパーソンの問題などが出てまいりますので、その中でさらに話すことができるだろうと考えます。ですから、次回、そのあたりも含めながら、それから、きょうできなかった部分の話をするときには皆さん方の意見をしっかり述べていただいて、できるだけきちんとしたものをつくり上げていきたいと思っております。

それでは、あと15分ほどありますが、次回以降の話を少ししておかなければなりませんので、そちらの方に移らせていただきたいと思います。つまり、検討すべき事項について扱うのはこの辺で終わりにいたしまして、次に進ませていただくことにいたします。

まず、今後の日程につきまして、本日の資料にも配られておりますけれども、子ども皆さんとの意見交換の詳しい進め方につきまして、事務局の方からお話をさせていただきたいと思っております。

事務局（子ども未来局大古課長） 次回の検討会議は来週の12月17日月曜日、時間はきょうと同じく6時半から予定しております。場所は、こちらより若干暖かいと思われるSTV北2条ビルで行いますので、お間違えのないようお願いしたいと思います。6階のA、B会議室でございます。次回以降の予定のところ市役所本庁と書いてありますが、これを訂正していただきたいと思います。場所の変更です。別途、また案内を差し上げますので、よろしく申し上げます。

それから、子どもとの意見交換の件でございますけれども、前回お話しいたしましたように、小学生10人、中・高校生を合わせて13人の子どもたちにおいでいただく予定であります。子どもたちに対する資料といたしましては、お配りしております資料7を使用したいと考えております。

この資料について簡単に申し上げますと、1ページ目に、救済制度をつくる理由、救済の対象となる事柄、救済の対象者を挙げております。そして、2ページ目に、救済制度の流れを相談、調査・調整、勧告等の3段階で図示しております。また、3ページ目には、

この救済制度設置に至る経過を記載しております。それから、最後のページは、「皆さんも考えてください」ということで、まず、質問1として、子どもにとって身近で利用しやすい制度とはどのようなものかということ聞いております。内容としては、相談する相手、方法、時間帯、場所、それから自由記載というような質問を用意しております。それから、質問2として、救済制度ができると聞いて感じたことを自由に書いてくださいということで意見を聞いております。

当日、子どもたちには、このページに意見を書いて持ってきてくださいというご案内をしたいと考えております。ここに記載の項目を中心に、それ以外のことも状況によって話題が広げられると思いますが、皆さんと意見交換をしていただきたいと考えております。

また、意見交換の時間帯は、今のところ、2時から小学生グループ、3からは中・高校生グループと意見交換をする形でグループ分けをしたいと思っております。それぞれの所要時間は大体40分ぐらいと考えております。なお、それぞれのグループに対する意見交換が終了後、皆様方には引き続き1時間ほどの検討会議を行っていただき、子どもに身近で利用しやすい制度について議論を深めていただきたいと考えております。

それから、1点、この場でお諮りいただきたい事項がございます。子どもとの意見交換については、公開でやるか、非公開にするかということでございます。

実は、前回の条例制定の検討委員会におきましても、当時の検討委員と子ども委員会の委員との意見交換を行っております。そのときには、子どもたちに自由に率直な意見を出してもらうため、周りに大人がいるような環境は避けた方がよいという議論がございまして、非公開で実施した経過がございます。この点につきまして、ご審議をお願いしたいと思います。

座長 今、事務局から一つ問題が出されました。

それについて決めたいと思っております。

その点ですが、この会議の設置に関する要綱の中に、検討会議を公開する、あるいは非公開にすることについて何か触れてあったと思っておりますが、その点はどのように記載されておりましたでしょうか。

事務局（子ども未来局大古課長） 設置要綱がございまして、第6条第6項に、「検討会議は、これを公開する。ただし、検討会議において公開が相当でないとする場合は、その限りではない」という規定がございます。したがって、この会議の場で非公開が相当ということでご判断いただければ、子どもたちの意見交換に関しましては非公開でできることとなります。

座長 ということは、その規定によると、公開、非公開はこの場で決めるということになりますね。

事務局（子ども未来局大古課長） はい。

座長 どうでしょうか。

前回の検討会議では、先ほど話がありましたけれども、非公開で行ったということですが

ね。そして、今回行う議題は救済制度に関することですので、もしかすると、子どもにとって、どういう大人が来るかはわかりませんが、場合によっては、その親とか先生の方も、公開にすると当然出てくることになるのです。そういうことになると、どうでしょうか。今の子どもは、そういう大人や先生方がいると発言しにくいということが出てくるような気もしますけれども、そういうことで、前のときも非公開にしたのです。そういう点も踏まえれば、今回の子どもとの意見交換についても、私としては非公開で行った方がいいのかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

副座長 その前に、来る子どもたちはどういうふうにして選ばれるのでしょうか。小学生10人、中・高校生13人はどうやってこちらに選ばれて来るのですか。

事務局（子ども未来局大古課長） これは、教育委員会を通しまして学校の方をお願いして呼び集めていただくこととなります。

基本的には、児童会、生徒会を中心にしたお子さんたちということです。

副座長 意見を表明することが最初からわかっている子どもたちですね。ですから、私は非公開にしてもしなくてもいいような感じがします。特に公開にしたときに不利益をこうむる子どもたちは想定できないような気がするのですが、どうでしょうか。

A委員 私も同じ意見です。子どもから見てオール・オア・ナッシングの議論をするから結構きつくなるのであって、子どもから見て、例えば来てほしくない方が来ているのであれば、その方については、済みません、限定的に公開なのでということでお引き取りいただくことも可能ではないかと思えます。逆に、お母さんやお父さんがいらっしゃって、自分の子どもがこんなに大人になったのかということとか、全く利害関係のない市民の方々がそれを聞くことによって、さらにその啓蒙活動が活発になるということがあると思えます。

私もどちらでもいいですが、だれか気に食わない人がいたら発言が萎縮されるという議論はもうやめた方がいいのではないかと私個人は思います。

副座長 侵害されている子どもであれば別だと思えます。そういう子たちが被害者として何かを言うのであればちょっと別のようになる気はするのですが、どうでしょうか。

事務局（子ども未来局大古課長） 申しわけありませんが、子どもの属性は、現在進行形で権利が侵害されている子が来るのか、そんなことは全然意識していない子が来るのか、その辺はちょっとわかりません。

F委員 よくPTAでも各中学校に皆さんに来ていただいてお話し合いをしますが、やはり非常に意識の高いお子さんが多くて、周りにたくさん傍聴の人がいても僕は全然問題がないと思えます。かえて、その方が意見が活発になるということもあると思えます。

座長 ほかの方はどうでしょうか。

どうぞ。

C委員 ある意味で私たちと話し合うわけですね。私たちも大人なので、果たして子どもたちが、この大人と傍聴の人とは違う人間だという認識をするかどうかを考えると、余

り変わらないかもしれません。

座長 ほかにどうでしょうか。

最も子どもたちに近いG委員はどうでしょうか。

G委員 僕も、C委員と同じような考えです。検討委員の大人と傍聴に来ている大人は、両方が世間の大人ということに変わりがないですし、特別違わないと思いますので、公開でいいと思います。

座長 I委員はどうですか。

I委員 私としては、小学生も中・高校生もということではなくて、小学生は10人いる中で大人が11名いることになりますね。それプラス公開だともっとふえますね。そうになると、小学生のレベルで考えると、やはり最近の子どもたちは大人の目を気にして言えないことが多いので、小学生に限っては非公開の方が意見が出るのではないかと私は感じています。

座長 もうお一方、E委員、どうですか。

E委員 今のI委員の意見を聞いてそうなのかなと思ったのですが、私自身の考えは、今、質問の内容を見させていただいて、この内容について子どもの皆さんがお話するのであれば、特に非公開にする必要があるとは余り思いません。あと、先ほどA委員も言われていますが、お子さんに事前に外していただきたい方はいますかとか、委員を指されると非常に困ってしまう部分はありますけれども、非公開にする方法をとるよりも、原則公開にして、何か問題があるケースはありますかというふうにお子さんに確認した方がいいのではないかと思います。

H委員 非公開か公開かということですが、私は、決してすべての子どもたちがたくさんの方の前で堂々と言えるとは限らないと思います。ですから、原則としては公開でもいいと思いますが、やはり、今、I委員が言ったように、小学生のことを考えると、私も小学生の現場にいますけれども、やはり緊張感もあります。趣旨はよくわかりますが、一人一人の子どもたちのことを考えたときには、大人と子どもですから、威圧感というか、本当に初対面のときにはそういうことを感じる子もいますので、そのあたりをちょっと考慮していただければというふうに思います。

座長 ほかによろしいでしょうか。

事務局（子ども未来局大古課長） 補足でございますけれども、この裏面だけの質問でとどまるかとどまらないかについては、我々も子どもたちとのやりとりの中で広がっていくのだろうとは思っておりますが、そういう中で悩んだり苦しんだりしている子どもを救うためというような設問の都合上、どんなときに子どもを助けてくれるのですかというような解説を1ページ目からしております。そういうときに、親からたたかれるとか、親が面倒を見てくれないとか、学校でこんなひどい先生がいるんだよというような話を本当はしたいのかもしれない子が、威圧感というか、そういうものから解放されて話せるかどうかという部分もちょっと考慮していただければなと思います。実際に、そういう人たちを

特定して排除することは現場では非常に困難でございます。その辺は、公開と言ったら、原則公開ですから、騒いだり邪魔したりする人は論外ですが、基本的な対応としては、だれか特定の人に退室を願うということではできませんので、その辺を含めて議論していただければと思います。

座長 どうぞ。

F委員 小学生は、原則、親御さんが引率されてくるのですか。先生ですか。どちらかわかりませんか。

事務局（子ども未来局大古課長） 基本的には先生が引率してきます。親御さんと来る人もいます。どちらかで来るということです。

A委員 親御さんは参加できないことになるのですね。

事務局（子ども未来局大古課長） 非公開の場合は参加できません。

A委員 それこそ、意見表明なのではないかと思えますね。何か残念だな。そういうときですら意見表明ができていくお子さんがふえて、それに対して救済制度をつくっていくという趣旨なのに、そのプロセスのでき上がりの前では、わかりますよ。小学生は小学生だからという二分論が出たり、意見表明を安心してしなよという条例をつくるのではないのでしょうか。

私は最終的にはどちらでもいいですけども、どちらでもいいというのは投げやりという意味ではなくて、みんなでそういう条例をつくらうとしているのではないのですか。そのときの参考意見というか、ディスカッションのところで子どもが云々ということをもた盛り込んでやっていくのですかね。僕個人としてはちょっと残念だと思います。

座長 さあ、いかがでしょうか。

皆さん方に確認したいのですが、当日、子どもさんが来られる場で、私を含めて皆さんは絶対プレッシャーをかけるような存在にならないでくださいね。そういうことをしっかり確認できるのであれば、公開と。しかも、傍聴人の方も絶対に威圧することがないようなことを条件として……。

A委員 当日は事務局も入るのですね。

座長 当然入ります。

例えば、もし公開でやる場合には、公開でやらないときもそうですけれども、我々の服装も気をつけていただきたいのです。決して威圧するような服装ではなく、例えば背広等は着てこない形でやった方が子どもたちは話をしやすいと思います。ふだん着の感じで、ネクタイは絶対しないでください。よろしいですか。できるだけ楽しい雰囲気、決していかめしい顔はしないでください。皆さんは、その点をしっかり頭に入れながら当日に臨んでいただきたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。もし、いかめしい顔をしている方がおりましたら、私は注意いたします。

そういうことで、よろしいでしょうか。

D委員 そういうことこそ、子どもに聞かなければならないのではないのでしょうか。ま

だ時間があるようですから、公開、非公開で考えているのですが、どうですかと。公開だとしたらこういう状態、非公開だったらこういう状態だけれども、どちらがいいだろうかというアンケートぐらいはせめてとって、特に小学生が、たくさんいるとなかなか話せないというのであれば、そのときは事務局の方で判断してこうすると。今の話を聞いていると、特に絶対公開とか絶対非公開ということではなくて、要は子どもたちの意見が聞けたらいいということなので、その辺はどうでしょうか。

座長 絶対に委縮させてはなりませんからね。しっかりと本音で話してくれることが極めて大事だと思いますので、そういう場であるならば、問題はないと思います。

それでは、事務局の方でその点をお願いできますか。

事務局（子ども未来局大古課長） できるだけ子どもから意見聴取をしておいて、次回の17日のときにアンケート結果を発表いたします。

座長 それでは、先ほど言ったように、子どもに聞きながら、公開にするか非公開にするかを決めることにいたしましょう。

### 3. 閉 会

座長 それでは、本日の会議はこれで終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

以 上